

新型コロナウイルス感染症への措置対応（第13報）

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」は、3月22日に解除されましたが、東京都では引き続き、段階的緩和期間（リバウンド防止期間）として、3月31日までの間、不要不急の外出自粛や営業時間の短縮などを要請することとしております。

このような状況を踏まえ、下記の措置対応を実施しますのでお知らせします。

なお、今後の状況変化によって適宜見直しを行ってまいります。引き続き、感染拡大防止のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

フレッシュランド西多摩からのお知らせ

問合せ TEL 042-570-2626

フレッシュランド西多摩では、新型コロナウイルス感染症の再拡大防止のため、引き続き、下記のとおり営業時間を短縮します。

ご利用に際しては、感染防止の観点から一部制約がございますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

□ フレッシュランド西多摩の営業時間短縮

期 間：2021年3月31日（水）まで

営業時間等

施設名	営業時間	備 考
浴場施設	10：00～20：00	最終受付は19：00まで
多目的施設(体育館)	9：00～17：00	夜間(18：00～22：00)の受付不可
集会施設「ふれあい館」	9：00～17：00	夜間(18：00～22：00)の受付不可

※ 営業時間の短縮に伴い、多目的施設、集会施設の夜間予約分として前納された使用料は、全額還付いたします。